

広島県文化財保護審議会 美術工芸部会 会議議事録

1 日 時

平成 29 年 11 月 27 日（月）午後 3 時 45 分～午後 4 時 35 分

2 場 所

広島県立歴史博物館（福山市西町二丁目 4－1）

3 出席委員

伊藤部会長，濱田部会長職務代理者，上菌委員，佐竹委員，福田委員，石岡特別委員

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名 短刀 銘（一字不明）（州）国分（寺）住人助国作（嘉）暦二年正月日
（所有者 ██████████）

5 会議の内容

伊藤部会長

ただ今から広島県文化財保護審議会美術工芸部会の会議を開会いたします。
本日は、美術工芸部会委員 5 名全員が御出席ですので、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立いたします。

白井課長代理

開会に当たりまして、白井文化財課課長代理から御挨拶を頂きます。
本日は、お忙しい中、県重要文化財候補物件の現地調査及び会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

これから、先程現地調査をしていただいた、「短刀」の取扱いについて協議して頂き、指定の可否等について御審議いただきます。

活発に御意見を賜りますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

伊藤部会長

先ほど、██████████氏から申請されております、広島県重要文化財候補物件「短刀」について、現地調査いたしました。

ここからは、この物件の広島県重要文化財の指定の可否について審議します。

最初に、本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

本日は、審議途中の案件であることから、総会による決定まで非公開ということとし、答申の後、議事録をもって公開するというところでよろしいでしょうか。

（委員） （異議なし）

伊藤部会長

御異議ございませんようですので、本日の会議は、答申までの間、非公開といたします。事務局はそうに取り計らってください。

それでは審議に入ります。

先程、展示室において「短刀」について調査しましたので、その内容については把握できたものと思います。

そこで、広島県重要文化財の指定基準等について、事務局から説明してください。その後で、候補物件の内容と指定基準等とを照らし合わせて審議したいと思います。

事務局 資料3「有形文化財に関する規程等」の(1)を御覧ください。

重要文化財について、文化財保護法第2条第1項第1号は、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」としています。

(2)を御覧ください。

広島県重要文化財について、広島県文化財保護条例第3条第1項は、文化財保護「法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除」き、本「県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる」としています。

(3)を御覧ください。

工芸品に関する広島県重要文化財の指定については、平成15年3月10日に美術工芸部会が定めた基準により、これまでも指定を行ってきました。工芸品の指定基準は、「(1)各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの」「(2)本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」「(3)形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの」「(4)本県以外からの将来品で本県の歴史・文化史上特に意義のある資料となるもの」のいずれかに該当するものです。

そのほか、資料1として所有者から提出された広島県重要文化財指定申請書の写し、資料2として教育長から県文化財保護審議会会長への諮問書の写し、資料4として広島県内の国・県重要文化財（工芸品）の指定の状況、資料5として県内の国重要文化財に指定された刀剣類の一覧、資料6として広島県重要文化財に指定された刀剣類の一覧、資料7として本指定候補物件の作者である刀工助国の概要、資料8として主な助国の作品の一覧、資料9として広島県内の中世の主な刀工の一覧、資料10として本指定候補物件の由緒・伝来等について、資料11として広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規定を添付していますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

伊藤部会長 ただ今の御説明を踏まえ、「短刀」の広島県重要文化財の指定の可否について審議したいと思います。

御意見、御質問はありますでしょうか。

上 薗 委 員 本短刀は、二代助国作との御説明がありました。どのような点から初代助国と二代助国の違いを確実に見極めることができるのでしょうか。

石岡特別委員 初代助国の作品は、備前伝一文字系の作風を明確に示しています。

二代助国は、初期は備前伝の作品を残していますが、時代が下るに従い、古三原の大和手搔系の特色が加わります。この背景には、備後地域の寺社を中心とする交流があり、お互いの刀工の良い部分を取り入れ、「芦田物」と言われる作風が形成されたことが考えられます。元徳元年の銘がある重要美術品の太刀は二代助国の作品ですが、この解説に記されるように、備前伝と大和伝の双方が混在した作風を示す、という点が二代助国の大きな特色であり、初代助国と二代助国を明確に判別する根拠としています。

また、銘を見ると、初代助国の銘は太鑿で力強く、「助国」の二字銘や、「安那東条」「秦助国」を含む銘があるという特徴があります。これに対し、二代助国の銘は細鑿で丸みがあり、「助国作」を含む銘が多いという特徴があります。このような銘の特徴からも、初代と二代を見分けることができます。

上 薗 委 員 助国の現存する作品を見ると、銘の年紀から、元亨3年(1323)から元徳元年(1329)までの時期が確認されますが、その短い期間内においても二代助国の作風の変遷は見られるのでしょうか。

石岡特別委員 二代助国の作風の変遷については、若い頃の作品は備前伝の影響が強く、師匠あるいは父の可能性もある初代助国と一緒に作刀を行ったことが窺えます。平成8年に県重要文化財に指定された太刀は、銘の特色や茎の形から二代助国

の作品と考えられますが、その作風は備前伝であり、元亨3年の作品よりも時代が遡ると考えられます。元亨3年の作品、元徳元年の作品はともに大和伝の特色を併せ持っており、この6年ほどの期間において大きな作風の変化はありませんが、時代が下るにつれて大和伝の要素が強くなってきています。当時、刀工は最先端の職人であり、常に新しい技術や作品を追求し、近隣の刀工の良い部分も積極的に取り入れてきたことが背景にあると思います。

上 藺 委 員 平成8年に県重要文化財に指定された太刀は二代助国の初期の備前伝の作品であり、本短刀は、やや時代が下り、二代助国が独自性を出してきた頃の作品という理解でよろしいでしょうか。

石岡特別委員 そのとおりです。

濱 田 委 員 現存する助国の作品の中には、県内所在の未指定の作品が複数あります。これらの作品は年紀がないため、事務局としては、今後の指定候補にはなり難いと考えられるのでしょうか。今後、刀剣類の指定を行うに当たり、何らかの考え方を整理しておく必要があると思い、お聞きします。

事 務 局 年紀がない作品を全て指定対象外とすることはありませんが、当面の考え方として、年紀があるというのは、指定に当たって高く評価される点であると考えています。

濱 田 委 員 本短刀は、嘉暦二年の年紀を有しており、製作年が明確であることに加え、製作地及び作者が明確であるという点が重要であると考えてよいでしょうか。

事 務 局 そのように考えています。

濱 田 委 員 平成8年に県重要文化財に指定された太刀、そして本短刀はいずれも公益財団法人日本美術刀剣保存協会の重要刀剣となっています。今回、本短刀を指定することとなった場合、ほかの県内所在の重要刀剣となっている助国の作品について、県の重要文化財にならないかという話が出てこないでしょうか。

事 務 局 繰り返しになりますが、事務局としては、本短刀については、年紀を有するという点で、ほかの未指定の作品よりも高く評価できると考えています。

伊藤部会長 ほかに御意見等がありますか。

上 藺 委 員 本短刀は、銘によって内容がしっかりと確認できますので、指定基準の複数の項目を満たすと考えられます。私としては、指定に向けて進めていただいて構わないと思います。

佐 竹 委 員 銘の判読困難な箇所解釈が間違いないのであれば、重要美術品の太刀とほぼ同じ内容となるため、指定しても差し支えないと思います。銘の「州」の字は、御指摘のようにわずかに残っているとは思いますが、判読しにくいので、「州」に間違いないかどうか、少し気になると思います。

伊藤部会長 ほかの助国の作品の銘は概ね残っていますが、本短刀の「州」以上の文字が消えるように研がれていることは、何か理由があるのでしょうか。また、「国分寺」の上は「州」で間違いないのでしょうか。

石岡特別委員 「州」の字は、詳細に見ると残っていることが確認でき、解釈としても「州」で間違いないと考えています。なお、「州」以上の字が消えかかっているのは、過去の保存管理状態の問題と深く関わっており、製作以降690年の間に何度も研がれているためです。刀は鉄を重ねて作られており、経年により錆が刀身の深くまで生じる場合もあるため、研いで錆を落とす必要が生じることもあります。本短刀は、何度も研ぎこまれたことにより、銘の一部が消えていますが、刀の健全な状態を維持するためには致し方ありません。

伊藤部会長 ほかの作品でも、このように銘の先頭部分が消えている事例はありますか。

石岡特別委員 現在展示室に展示している江戸時代初期に製作された刀剣の中にも、「備州」の「備」の字が研ぎ減っているものがあります。同様の事例はほかにも多々あります。

伊藤部会長 分かりました。福田委員はいかがですか。

福田委員 これまでに県重要文化財に指定された刀剣類を見ると、各時代を代表する作品が指定されているようです。江戸時代の作品も指定されている中で、本短刀は、鎌倉時代末期まで遡るという点で、貴重な作品であると思います。

濱田委員 間違いはないと思いますが、指定申請書には石川県の銃砲刀剣類登録証の写しが添付されていますが、所有者が■■■■氏であることが確認できるものはあるのでしょうか。

事務局 事務局において事前に申請者宅を訪問し、刀剣の所有者が所持する銃砲刀剣類登録証の原本を確認しました。また、銃砲刀剣類登録を行った石川県が作成した登録原票の記載事項により、資料 10 に記載のとおり■■■■氏が平成 25 年 9 月に所有者となったことを確認しています。

濱田委員 先ほど展示室に展示されていた刀剣の中には、備後あるいは県内の刀工が製作したもので、中世の年紀を有する作品が、本短刀のほかに 6 点ありました。今後、刀剣類の県重要文化財の指定を検討する上で、これらの作品が候補となることも考えられますので、どのような方針で指定を進めていくか、事務局において考え方を整理しておいたほうがよいと思います。

事務局 分かりました。

伊藤部会長 ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

委員 (なし)

伊藤部会長 御意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
■■■■氏の「短刀」を広島県重要文化財に指定することは適当であると認めてよいでしょうか。

委員 (異議なし)

伊藤部会長 御異議ございませんようですので、次に、指定名称等は、いかがいたしましょうか。申請は、「短刀 銘 (一字不明) (州) 国分 (寺) 住人助国作 (嘉) 暦二年正月日」となっています。御意見はございませんか。

濱田委員 不明な字を「□」で表すのをよく見ますが、刀剣類はこのように括弧書きで記載するのでしょうか。

事務局 一般的には「□」で表すことが多いですが、指定名称としてどう取り扱うかは、判断の分かれるところだと思います。国指定の刀剣類の指定名称を参考にすると、不明な文字は「(一字不明)」や「(以下不明)」のように括弧書きとしている事例がいくつか見られます。

濱田委員 国指定の事例は明治、大正、昭和初期に指定されているので、余り参考にならないかもしれないですね。
また、「国」の字を常用漢字(国)にするか正字(國)にするかについても、検討が必要だと思います。現物は「國」のような銘の切り方でしたし、『往昔抄』掲載の短刀も正字に見えます。あるいは、指定名称は全て常用漢字で統一するのも一つの考え方だと思います。

伊藤部会長 重要美術品の太刀では、現物は正字に見えますが、常用漢字で表記していますね。

石岡特別委員 県重要文化財の太刀は、常用漢字で表記していますか。

事務局 指定名称には含まれていませんが、指定調書に記載する銘は常用漢字で表記しています。なお、現物は正字と考えられます。
平成 5 年以降に県重要文化財に指定した刀剣類は指定名称に銘を含めていませんが、国指定の刀剣類の指定名称には銘が含まれていること、指定名称に銘を入れたほうが判別しやすいことから、本指定候補物件は銘を含む名称で諮問させていただきました。

上 蘭 委員 『往昔抄』は現物を忠実に写したものと思われませんが、「備前国」のように現在の常用漢字に当たる異体字を使っているもの、「國分寺助國」のように正字を使っているものの両方が見られます。個人的には、銘を指定名称に入れる

場合は、現物に即した字体にすべきではないかと思えます。

福田委員 国指定では、No.27の短刀「銘 國廣」のように、刀工を正字で表記している例もありますね。

佐竹委員 史料的な価値を踏まえて銘を現物のまま指定名称に入れるとなると、当然異体字もあるため、一般向けにはかえってややこしくなると思えます。指定名称は、できるだけ簡略な形で、例えば統一的に「助国作」の表記にするなどの方法も考えられますが、銘を全て指定名称に入れる場合、字体の表記をどうするかという問題がどうしても残ると思えます。

これまでの指定において、指定名称の決定に関して、一般的な分かりやすい形にするのか、あるいは現物に即して銘をそのまま入れるのか等、何らかの方針があるのでしょうか。

上 薮 委員 差し支えなければ、指定名称は、例えば「短刀（助国作）」のように分かりやすい名称とし、製作年代のところに現状で判読できる銘を明記する形としてはいかがでしょうか。

事務局 今回の場合は、指定名称は「短刀」が適当ということでしょうか。

上 薮 委員 将来のためにも、「助国作」は指定名称に含めるべきだと思います。

佐竹委員 平成8年に県重要文化財に指定された助国の太刀の指定名称は「太刀」であり、名前を入れていません。また、平成5年以降の刀剣類の指定名称には銘や作者が入っていないので、まずはこれまでの刀剣類の指定名称の考え方を確認した上で、本短刀の指定名称を決定したほうがよいと思えます。

上 薮 委員 将来的に、県民にも分かりやすい名称とするためには、本短刀に限らず、可能であれば遡って指定名称を変更する方法も考えられると思えます。

福田委員 彫刻などは指定名称に作者名が入りますか。

事務局 指定名称に作者名は入っていません。作者名や銘文等は、指定調書や解説文の中で明記しています。

福田委員 そうすると、刀剣類に限って作者名を指定名称に入れることが適切かどうかという点も議論すべきだと思います。

事務局 平成5年以降に指定された刀剣類の指定名称の考え方など、事務局で過去の事例等を調べて、改めて御報告します。

伊藤部会長 ただ今の御意見をもとに、指定名称につきましては、事務局で平成5年以降に指定された刀剣類の指定名称の考え方を調べた上で、改めて協議するというところでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

伊藤部会長 次に、指定調書案は、どなたに作成していただけますでしょうか。御意見は、ございませんか。

濱田委員 刀剣の御専門でいらっしゃる、石岡特別委員にお願いしたいと思えます。

伊藤部会長 石岡特別委員、指定調書案の御執筆をお願いできますでしょうか。

石岡特別委員 分かりました。

伊藤部会長 ありがとうございます。それでは、石岡特別委員に調書案を作成していただきます。

ほかに、御意見はございませんか。

事務局 指定基準については、どの項目に該当するということになるのでしょうか。事務局としては、「(1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの」及び「(2) 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」の二つに該当すると判断して諮問いたしました。

伊藤部会長 指定基準の該当項目については、「(1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの」及び「(2) 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」の両方に該当するというところでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

伊藤部会長 では、本短刀は、指定基準の(1)及び(2)の両方に該当することと判断します。今後、もう一度部会を開催し、指定の是非、調書の内容の検討を行いたいと思います。お忙しいとは存じますが、御協力の程、よろしくお願いします。ほかに、御意見はございませんか。

委員 (意見なし)

伊藤部会長 以上で、本日の審議を終了いたします。事務局は、必要な事務を進めてください。

事務局 ありがとうございます。最後に、白井文化財課課長代理が御挨拶を申し上げます。

白井課長代理 本日は、現地調査、会議と、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

今回、■■■■氏の「短刀」を広島県重要文化財に指定することは適当である旨御意見をいただきました。

石岡特別委員には、お手数をおかけしますが、調書案を御執筆いただきますとともに、他の委員の皆様には、次の部会で御審議をお願いしたいと思います。事務局としても指定に向けて準備を進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

事務局 本日は長時間にわたる現地調査と御審議、ありがとうございます。これをもちまして美術工芸部会の会議を終了させていただきます。

6 審議結果

「短刀」を広島県重要文化財に指定することは適当である。指定調書案は、石岡特別委員が執筆し、次回の美術工芸部会で内容を審議する。

なお、指定名称は、過去の事例等を事務局で調査した上で、次回の美術工芸部会において決定する。

7 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係
電話 082-513-5021